

特集にあたって

長谷川利夫*

折りしも本年は、呉秀三が大正7年に、『精神病者私宅監置の実況』の調査報告を行ってから100年の年である。呉の弟子である加藤普佐次郎の論考によれば、「呉博士は女病室内に裁縫室2個を設けしめ、従来は諸室の片隅において自分の欲するがままに仕事しおりたる患者を収容し、病院に用いる枕、病衣を裁縫せしむる事とせられたり。(中略)これ実に本邦公立精神病院における作業治療組織的実施の濫觴なり」とされている。呉はわが国の作業療法の祖である。

呉は同時に「開放的処置」についてさまざま画策している。明治37年の作業室新築に際し、「鉄格子等を設けず、その建築を注意して、普通家屋に近らしめたり。従ってこの作業室における作業は開放的にして大いに患者の生活を安意自由ならしむを得たり」と考え、実践していた。それから100年経った現在はどうであろうか？

本年、呉をテーマにした映画が作成され上映が行われるなか、未だ「私宅監置」とも言える状況が、寝屋川市、三田市においてあったことは記憶に新しい。呉は拘束具を焼いたことでも知られるが、精神科医療において身体拘束を受ける人は、ここ10年で約2倍と急増してきている。病院は、救急病棟の増加に伴い、開放化よりもむしろ閉鎖化が進んでいる。

呉が今、生きていたならば、「なんだ100年経ってもあまり変わらないな」と怒られそうにも思う。

このような時期に、「作業療法」について原点に振り返り考えるというのは意味のあることのように思う。本特集で執筆して頂いた作業療法士の諸氏は、それぞれ作業療法士としての本分を果たし、作業を使い尽くして日々活動なさっている方々ばかりである。この中のお1人は、保護室内において、ご自身で片目をくり抜かれ1つしか目が残っていない患者に対し、保護室内で作業療法を積極的に行うような方もいる(この症例を本文で触れていないあたりが作業療法士の奥ゆかしさでもあるのだが・・・)。

どうか本特集をお読み頂き、近くにいる作業療法士や作業療法を「活用」して欲しい。もしも作業療法士がそんなことはできないと言ったなら、この特集号を渡し、「作業療法士ならできるはずですよ」と言って後押しして頂きたい。そんな意図をもって本特集は企画された。

* 杏林大学保健学部作業療法学科(〒181-8612 東京都三鷹市下連雀5-4-1)